

産業建設委員長報告

令和8年7月1日

今期定例会において、産業建設委員会に付託されました議案7件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第74号西都市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、検察庁協議の結果に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号西都市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、老朽化に伴い市営中原住宅の用途を廃止するため、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号令和8年度西都市一般会計補正予算（第2号）について、本委員会に付託された部分についてであります。

歳出として主なものでは、農林水産業費に農業経営体育成支援事業などの予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より

「今回の補正予算において、土木費国庫補助金が大幅減額となったことを理由に、都市環境整備事業の一部が次年度以降に実施することとなった。国への予算要求を確実に行っていただくとともに、あわせて代替となる財源の確保についても堅実に行っていただき、事業が計画的かつ安定的に実施できるよう取り組んでいただきたい。」

また、「農林水産業費に新たに畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金と、畜産生産ランクアップ緊急支援事業補助金が計上されている。

物価高騰等で生産者を取り巻く状況はたいへん厳しいものがあるため、水稻農家や施設園芸農家などのほかの耕種農家の補助についても、今後幅広く事業を考えていただくようお願いしたい。」

との意見・要望がなされました。

次に、議案第79号令和7年度西都市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、1億1,235万2,847円を資本金に組み入れ、3,067万2千円を減債積立金に、4,587万5,733円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 80 号令和 7 年度西都市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、223 万 6,545 円を資本金に組み入れ、226 万 4,545 円を減債積立金に、79 万 9,036 円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号令和 7 年度西都市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、959 万 4,072 円を資本金に組み入れ、1,149 万 6,401 円を減債積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号令和 7 年度西都市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、剰余金の処分として、826 万 388 円を資本金に組み入れ、880 万 6,502 円を減債積立金に積み立てるものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の

結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。